

2026年5月26日

大阪府知事
吉村 洋文 様

大阪府労働組合連合会
執行委員長 百済 喜之

2026年府労連夏季要求・要望書

大阪府に属する職・従業員・教員の労働条件の維持・発展に向け、第76回定期大会の決定に基づき下記のとおり要求するので誠意ある回答をされたい。

記

I 労使慣行及び労使交渉に関すること

1. 労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。

【要望事項】

地方独立行政法人大阪府立病院機構と大阪府立病院機構労働組合連合会、地方独立行政法人大阪産業技術研究所と自治労大阪府立産業技術総合研究所労働組合及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と自治労大阪府立環境農林水産総合研究所労働組合における労働条件協議が誠実に行われるよう協力すること。

II 給与等に関すること

2. 以下のとおり給与改定及び改善を行うこと。

- (1) 大阪府人事委員会勧告を完全実施すること。
- (2) 技能労務職給料表を大幅に改善すること。なお、技能労務職給料表3級の水準を他府県並みに引上げること。
- (3) 再任用職員の給料月額を抜本的に引上げること。また、再任用職員の給与格付けは「職務給の原則」及び「均衡の原則」を踏まえて対応すること。加えて、扶養手当を支給すること。
- (4) 相当の経験年数を有する臨時講師については、教育職給料表2級を適用すること。
- (5) 非常勤職員の給与を改善すること。また、常勤職員との均衡の観点から期末・勤勉手当をはじめとする諸手当の適用を改善すること。
- (6) 他府県に勤務する職員の地域手当の支給割合を引上げること。

3. 夏季一時金（期末・勤勉手当）を6月30日に支給すること。また、下記のとおり改善すること。

- (1) 勤勉手当の差別的支給を行わないこと。
- (2) 副主査に係る職務段階別加算における年齢要件を撤廃すること。
- (3) 再任用職員に対する支給割合を定年前職員に準じて引上げること。

4. 給料の調整額及び特殊勤務手当を改善すること。

- (1) 国における他の俸給表に根拠を置くなど、特殊性が恒常的な者に支給されている特殊勤務手当については給料の調整額に移行すること。
- (2) 調整基本額を引上げること。

- (3) 緊急を要する際、すぐに対応ができるように待機する勤務に対して、手当を支給すること。

【要望事項】

大阪府人事委員会に対し、国の規定に準じた給料表の新設を働きかけること。

5. 通勤手当を改善すること。

6. 教員特殊業務手当を引上げること。

Ⅲ 人事制度及び人事評価制度に関すること

7. 2010年の「大阪府版給与制度改革」による「降格」した者の士気高揚及び技能労務職員に係る懸案課題等について速やかに解決を図るため、「総合的な人事制度」を構築すること。

(1) 行政職給料表2級及び3級並びに技能労務職給料表2級及び3級の最高号給での滞留問題を解消すること。

(2) 技能労務職員の労働条件について速やかに解決を図ること。

(3) 学校事務職員、技能労務職員及び放射線技師等の少数職場・職種に係る労働条件の改善と、人材育成及び士気高揚を図ること。

【要望事項】

1. 一般行政職の3類主査枠を拡大すること。

2. 技能労務職員の労働条件について以下の事項を行うこと。

①技能労務業務のあり方議論による職の確立を踏まえ、新規採用を含めた職員配置及び必要な改善を行うこと。

②責任体制を明確化し、定年延長に伴うモチベーションの確保との観点から、主査枠の拡大を図ること。

3. 少数職場・職種で働く職員の人材育成と士気高揚、定年延長に伴うモチベーションの確保との観点から「組織・職制」「任用」等に係る総合的な人事制度を確立すること。

また、「技術職エントリー制度」については、その対象を課長補佐級配置まで拡大すること。

4. 人事制度の整備の前提となる将来の組織や職制のあり方について検討結果を早急に提示すること。

5. 営利企業への従事等の制限について、任命権者毎の取り扱いを整理すること。

8. 人事評価制度及び教職員の評価・育成システムに係る評価結果については、給与に反映しないこと。

9. 雇用と年金の確実な接続を図ること。

なお、引き続き、定年を段階的に引上げることに関連する労働条件について協議を行うこと。

【要望事項】

1. 再任用の採用及び更新を希望する職員全員を採用すること。なお、職員の定年等に関する条例附則第3条に定める者を採用対象とすること。

2. 再任用制度の運用については、労働条件と密接に関わることから詳細な説明を行うこと。

IV 勤務時間、健康管理及び福利厚生等に関すること

10. 勤務時間の適正な把握を行うこと。また時間外勤務（時間外在校等時間）の縮減を図ること。

(1) 「在庁時間」「在校等時間」の把握を徹底すること。

また、労働基準法に則った36協定の締結並びに勤務時間を客観的に把握するシステムを構築するよう市町村教育委員会に対し働きかけるなどにより、教職員の長時間労働の是正と職場環境の改善を図ること。

加えて、時間外勤務実績の入力等を徹底するなど、サービス残業を根絶すること。

(2) 業務内容・分担の改善、人員配置及び「過重労働による健康障害防止のための産業医による保健指導実施要綱」の徹底、36協定及び労働基準法第33条第3項の趣旨の徹底など、実効ある時間外勤務の縮減策を講じること。

(3) 総務事務システム等について、職員の意見を踏まえ改修を行うことなどにより、負担軽減を図ること。

(4) 「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱」等に基づく取り組みを推進すること。

また、部活動指導員等の更なる拡充や、部活動の地域移行にむけた課題について協議すること。

(5) 産休・育休等の欠員未配置の状態が長期間にわたり、他の教職員の長時間労働が常態化していることなどから教職員の長時間労働解消に努めること。

11. 職・従業員の心身の健康の保持・増進と疾病予防のために、総合的な健康管理システムを構築し、健康で働き続けられる条件整備を進めること。

(1) 一般定期健康診断及び特別健康診断等の検診項目を充実すること。

また、地共済・公立学校共済が実施する人間ドックの検診項目・受診枠の拡大や個人負担分の軽減につながるよう必要な措置を行うこと。

(2) メンタルヘルス対策を強化すること。

①「大阪府職場復帰支援プログラム」、「府立学校職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰支援策の検証を図ること。

②「府立学校職場復帰支援プログラム」での支援職員の配置を拡充するなど、労働条件の向上を図ること。

③試し出勤を実施する場合には、給与の全額を支給すること。

(3) 改正がん対策基本法の趣旨をふまえ、抗がん剤治療等の通院加療のために取得する病気休暇に係る昇給停止基準を緩和すること。

(4) 治療と仕事の両立を支援するため、療養中等の職員に対する勤務制度の拡充を図ること。

①短時間勤務制度を導入すること。

②早出遅出勤務制度の対象とすること。

③健康管理指導における勤務時間短縮等の措置期間を拡充すること。

④柔軟な働き方として、フレックスタイム制度の運用を拡大させること。

⑤病気等で療養する場合に取得できる失効年休積立制度を導入すること。

(5) ハラスメントの防止について周知及び研修など、実効ある対策を講じること。

(6) 障がいのある職員が安心して働き続けられるよう、各任命権者が定めた「障がい者である職員の活躍推進計画」を踏まえ、合理的配慮の提供、働き方改革、障がい理解の促進等に向けた取り組みを推進すること。

(7) 感染症等に係る感染防止対策を強化すること。特に、職員の安全と感染症等に係る各種予防接種に必要な費用負担を行うこと。また、必要な時間については、職務専念義務を免除すること。

(8) 更年期障害などへの対応をはじめ、高年齢期においても健康で働き続けられる職場環境の整備にむけ、職種・職場実態に応じた条件整備を行うこと。

【要望事項】

1. 業務命令中の事故については公務災害を認定すること。
2. メンタルヘルス対策についての市町村教育委員会における支援策の策定状況を明らかにすること。
3. 障がいのある教職員が安心して働き続けることができるよう、市町村教育委員会へ指導・助言を行うなど、小・中学校における職場環境整備を進めること。

1 2. 休暇・休業制度等の充実を図ること。

(1) 職員が安心して休暇等を取得することができるよう、確実な代替職員の配置など必要な措置を講じること。

また、現行の「産休代替三原則」を検討するなど代替職員配置基準を見直すこと。

(2) 年次有給休暇の年15日以上を取得を促進すること。また、年次有給休暇の取得開始を10月にする。

(3) 非常勤職員の保育時間、子の看護等休暇、短期介護休暇及び骨髄等ドナー休暇の有給化をはじめ、特別休暇、休業制度及び職免制度等について常勤職員との権衡を考慮して改善すること。

(4) 出産・育児に係る勤務制度の拡充に伴い、性別を問わず育児休業を取得しやすい勤務環境に関する措置等を講じること。併せて、期間の全てを退職手当の勤続年数に算入すること。

(5) 育児時間の子の対象年齢の引上げと、時間及び期間の延長等の改善を行うこと。

(6) 子の看護等休暇等の取得要件等や対象者の拡大を行うこと。

(7) 出生サポート休暇を拡充すること。

(8) 介護のための休暇及び欠勤制度の充実と運用改善を行うこと。特に、要介護状態が続く場合の介護休暇制度を改善すること。

(9) 危険回避休暇の運用を改善すること。

(10) ボランティア休暇を拡充すること。

1 3. 職員の福利厚生事業を拡充すること。

(1) 臨時・非常勤職員を含む職員の福利厚生に関する事項について計画を樹立し実施すること。

(2) 職員の福利厚生の充実を図るため、庁舎内に飲料製品や生活衛生用品など日常的に必要な物品を購入できる売店等を設置すること。

(3) 大阪府職員互助会及び大阪府教職員互助組合等への補助金を復活するなど、福利厚生団体への支援を通じた職員の福利厚生を図ること。

以上